72.27 〜 72.29		［略］			72.27 〜 72.29		［同左］		
［略］					［同左］				
73.01		鋼矢板（穴をあけてあるかないか又は組み合わせてあるかないかを問わない。）及び溶接形鋼			73.01		鋼矢板（穴をあけてあるかないか又は組み合わせてあるかないかを問わない。）及び溶接形鋼		
7301.10		［略］			7301.10		［同左］		
7301.20		―形鋼			7301.20	000	―形鋼		ＫＧ
	010	――Ｈ形鋼		ＫＧ					
	090	――その他のもの		ＫＧ					
73.02 〜		［略］			73.02 〜		［同左］		
73.05					73.05				
73.06		鉄鋼製のその他の管及び中空の形材（例えば、オープンシームのもの及び溶接、リベット接合その他これらに類する接合をしたもの）			73.06		鉄鋼製のその他の管及び中空の形材（例えば、オープンシームのもの及び溶接、リベット接合その他これらに類する接合をしたもの）		
		［略］					［同左］		
7306.11 〜 7306.50		［略］			7306.11 〜 7306.50		［同左］		
		―その他の溶接管（横断面が円形のものを除く。）					―その他の溶接管（横断面が円形のものを除く。）		
7306.61		――横断面が正方形又は長方形のもの			7306.61		――横断面が正方形又は長方形のもの		
	100	―――合金鋼製のもの		ＫＧ		100	―――合金鋼製のもの		ＫＧ
		―――その他のもの					―――その他のもの		
		［削除］				910	―――――一辺の長さが200ミリメートル以上のもの		ＫＧ
	920	―――――プレスコラム		ＫＧ			［新規］		
	990	―――――その他のもの		ＫＧ		990	―――――その他のもの		ＫＧ
7306.69		［略］			7306.69		［同左］		
7306.90		［略］			7306.90		［同左］		
73.07		［略］			73.07		［同左］		
73.08		構造物及びその部分品（鉄鋼製のものに限る。例えば、橋、橋げた、水門、塔、格子柱、屋根、屋根組み、戸、窓、戸枠、窓枠、戸敷居、シャッター、手すり及び柱。第94.06項のプレハブ建築物を除く。）並びに構造物用に加工した鉄鋼製の板、棒、形材、管その他これらに類する物品			73.08		構造物及びその部分品（鉄鋼製のものに限る。例えば、橋、橋げた、水門、塔、格子柱、屋根、屋根組み、戸、窓、戸枠、窓枠、戸敷居、シャッター、手すり及び柱。第94.06項のプレハブ建築物を除く。）並びに構造物用に加工した鉄鋼製の板、棒、形材、管その他これらに類する物品		
7308.10 〜 7308.40		［略］			7308.10 〜 7308.40		［同左］		